

興田地区振興会「謝礼金等に関する規程」

(目的)

第1条 この規程は、興田地区振興会の謝礼金等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(謝礼金等の額)

第2条 謝礼金等の額に関しては、一関市講師謝礼金基準によるものとする。

(委任)

第3条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は興田地区振興会会長が理事会に付して別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年11月1日から施行する。
- 2、この規程は、令和3年4月1日から施行する。